

地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について

平成26年4月から、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に、令和元年10月から8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

佐久穂町では、令和元年度決算における地方消費税引き上げ増収分87,099千円を、以下の事業に充当しました。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	87,099 千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	873,712 千円

(単位:千円)

区分	事業名		令和元年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	社会福祉一般経費	高齢者福祉施設指定管理委託事業、社会福祉協議会運営補助事業、福祉団体補助事業等	41,140			660	8,217	32,263
	老人福祉一般経費	敬老事業、老人保護措置費、福祉タクシー事業等	10,694	637		2,562	1,521	5,974
	障害者支援事業	障害福祉サービス給付事業等	259,680	212,200		600	9,516	37,364
	児童福祉一般経費	児童手当、出生祝金支給事業	138,340	114,929			4,752	18,659
社会保険	国民健康保険事業費	繰出金	80,112	47,921			6,534	25,657
	介護保険事業費	繰出金	176,560	6,803			34,459	135,298
	後期高齢者医療事業費	繰出金	45,911	30,675			3,093	12,143
保健衛生	福祉医療費一般経費	福祉医療費給付事業	55,562	21,160			6,983	27,419
	予防一般経費	予防接種事業、集団健康診査事業、町民ドック、各種検診事業等	55,527	1,266		4,317	10,138	39,806
	母子保健一般事業	妊婦・乳幼児健診事業、養育医療給付事業	10,186	851		47	1,885	7,403
合計			873,712	436,442	0	8,186	87,099	341,985

※決算額に、事務費及び事務職員の人件費は含まれません。